

令和 4 年

第 2 回 広陵町 議会 臨時会 議案

令和 4 年 2 月 2 2 日

北 葛 城 郡 広 陵 町

付 議 事 件

- 議案第 2 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する古寺区との協定について [1 頁]
- 議案第 3 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する中区との協定について [7 頁]
- 議案第 4 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する広瀬区との協定について [1 3 頁]
- 議案第 5 号 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する百済区との協定について [1 9 頁]
- 議案第 6 号 広陵町ごみ中継施設設置条例の制定について
[2 5 頁]
- 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例及び広陵町
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正することについて [2 9 頁]
- 議案第 8 号 令和 3 年度広陵町一般会計補正予算 (第 1 3 号)
[3 3 頁]

議 案 第 2 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する古寺区との協定について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する別紙協定書の締結について、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

協定の相手方



古寺区

同代表者 古寺区長 城内 武治郎

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字古寺区（代表者区長 城内 武治郎 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

（中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。

3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。

3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。

2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。

3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

は、甲乙協議するものとする。

(議会の議決)

第11条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲

古寺区

同代表者 古寺区長

城内 武志郎

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村 吉由



立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議員

吉村 裕之

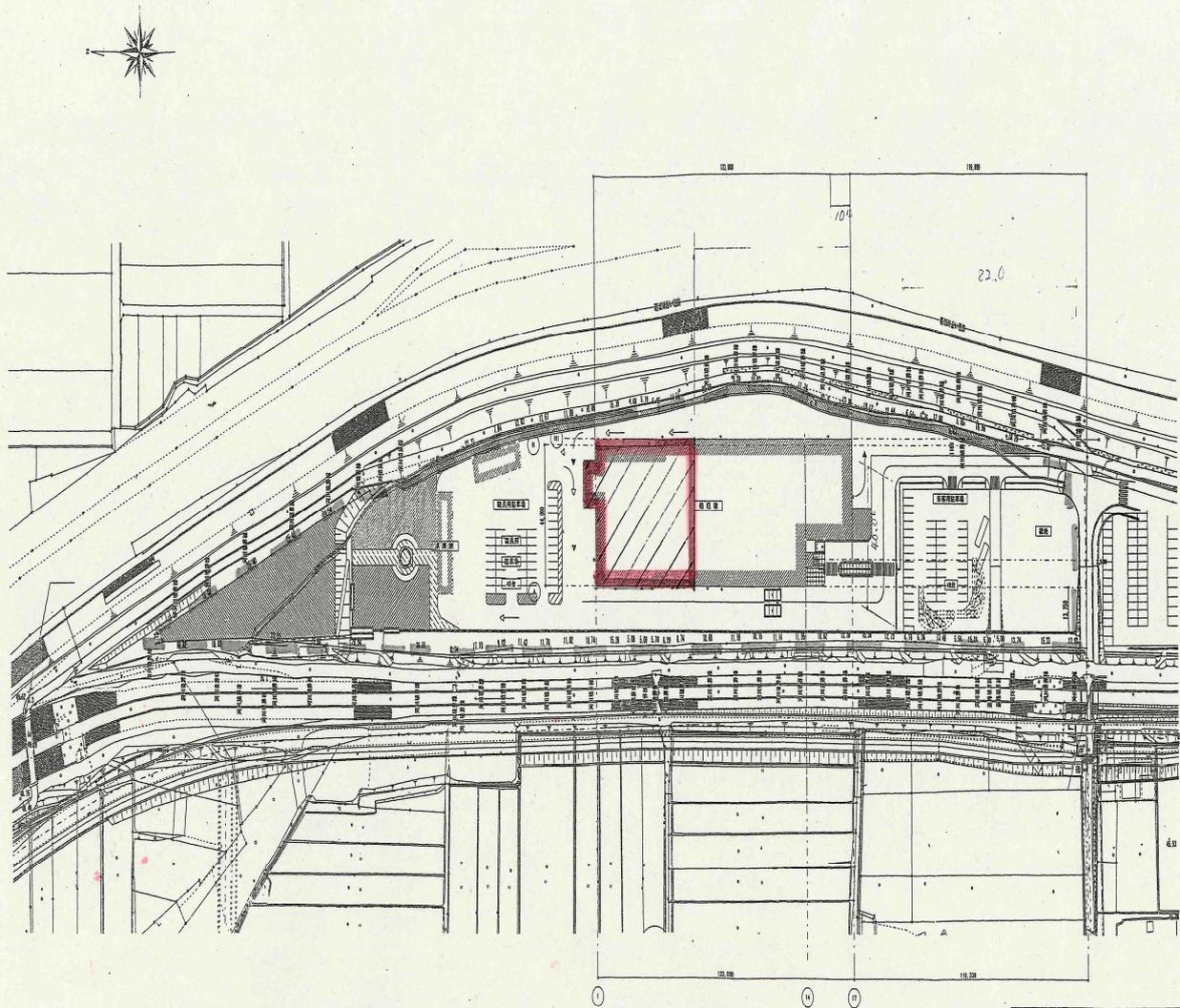


クリーンセンター広陵 中継施設活用施設等

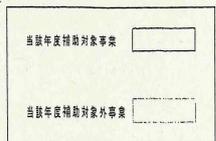
(リサイクル施設・車庫・通路・駐車場等)

※下図、**赤枠のRDF炭化炉棟**以外の部分

別図



- ①クリーンセンター敷地面積(破線部分) 約28,000㎡
- ②建物敷地面積 約5,620㎡
- ③面積(黒枠部分) 約2,330㎡



広陵町新清掃施設新設工事
全体配置図

議 案 第 3 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する中区との協定について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関
する別紙協定書の締結について、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

協定の相手方



中区

同代表者 中区長 高月 光太郎

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字中区（代表者区長 高月 光太郎 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

（中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。

3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。

3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。

2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。

3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

は、甲乙協議するものとする。

(議会の議決)

第11条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲

中区

同代表者 中区長

高月光太郎

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村吉由

立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議長

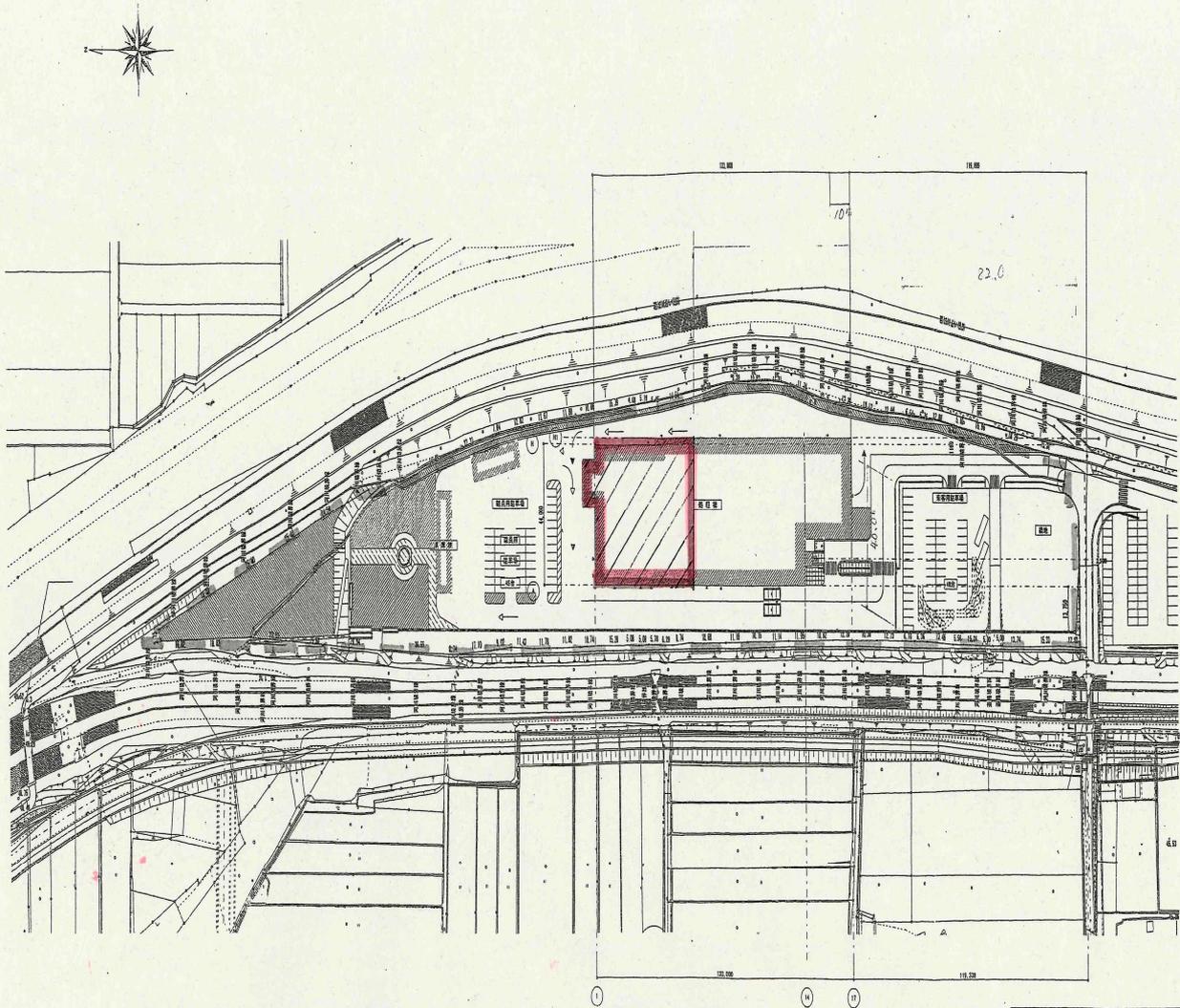
吉村裕之

クリーンセンター広陵 中継施設活用施設等

(リサイクル施設・車庫・通路・駐車場等)

※下図、**赤枠のRDF炭化炉棟**以外の部分

別図



①クリーンセンター敷地面積(破線部分) 約28,000㎡

②建物敷地面積 約5,620㎡

③面積(黒枠部分) 約2,330㎡

当該年度補助対象事業

当該年度補助対象外事業

広陵町新清掃施設新設工事
全体配置図

議 案 第 4 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する広瀬区との協定について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する別紙協定書の締結について、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

協定の相手方



広瀬区

同代表者 広瀬区長 鈴木 良介

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字広瀬区（代表者区長 鈴木 良介 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

（中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

- 2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。
- 3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

- 2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

- 2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。
- 3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。

- 2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。
- 3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

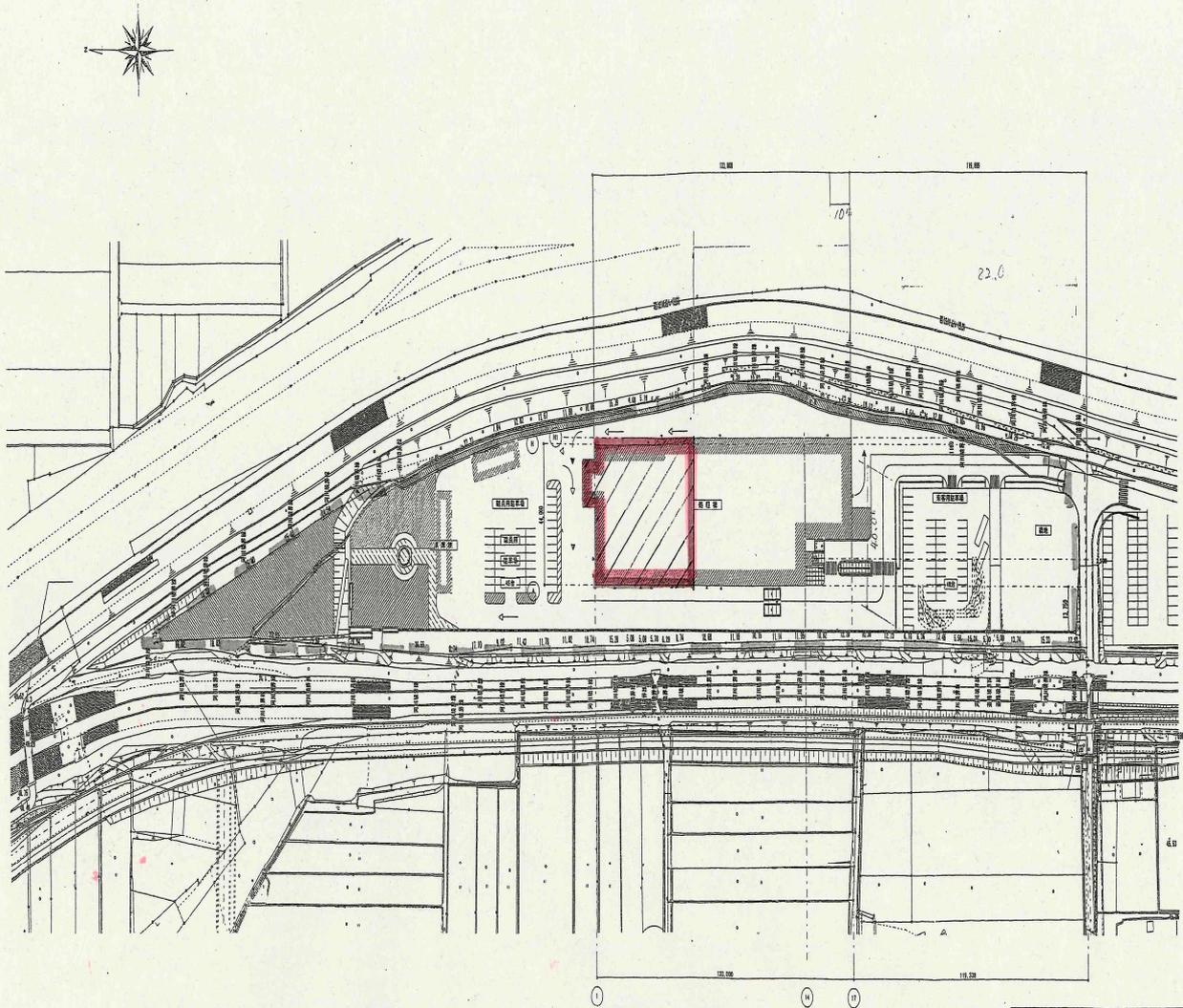
第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

クリーンセンター広陵 中継施設活用施設等

(リサイクル施設・車庫・通路・駐車場等)

※下図、**赤枠のRDF炭化炉棟**以外の部分

別図



①クリーンセンター敷地面積(破線部分) 約28,000㎡

②建物敷地面積 約5,620㎡

③面積(黒枠部分) 約2,330㎡

当該年度補助対象事業

当該年度補助対象外事業

広陵町新清掃施設新設工事
全体配置図

議 案 第 5 号

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設
活用等に関する百済区との協定について

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関
する別紙協定書の締結について、議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

記

協定の相手方

百済区

同代表者 百済南区長 野瀬 正伸

百済区

同代表者 百済北区長 川口 昇

広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字百済区（代表者百済南区長 野瀬 正伸及び百済北区長 川口 昇 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

（中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

- 2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。
- 3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

（広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

- 2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

- 第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。
- 2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。
- 3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

- 第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。
- 2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。
- 3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

- 第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

- 第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

- 第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

は、甲乙協議するものとする。

(議会の議決)

第11条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲

百済区

同代表者 百済南区長

野瀬正伸

百済区

同代表者 百済北区長

川口昇

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長

山村吉由

立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷

広陵町議会議長

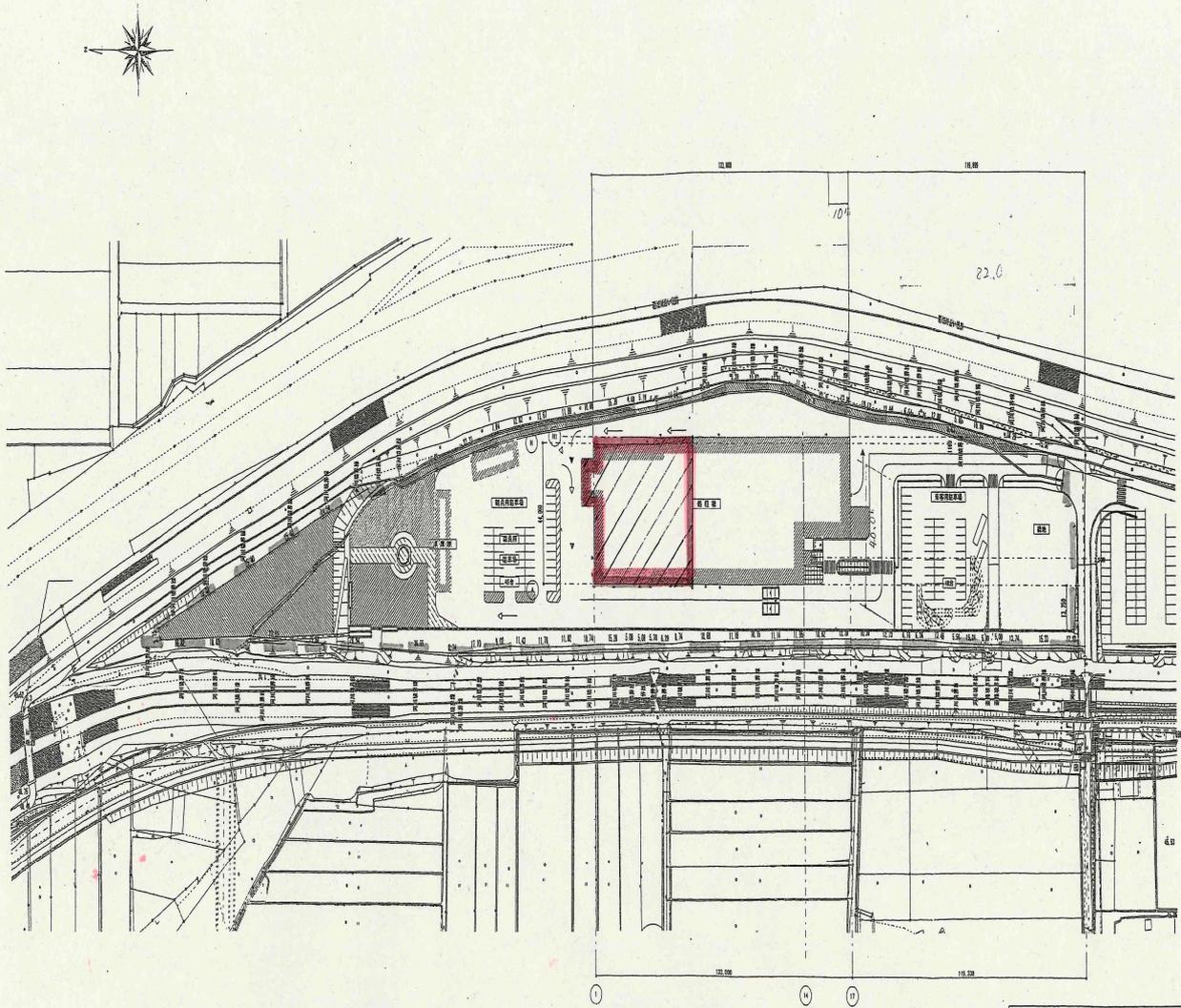
吉村裕之

クリーンセンター広陵 中継施設活用施設等

(リサイクル施設・車庫・通路・駐車場等)

※下図、**赤枠のRDF炭化炉棟**以外の部分

別図



①クリーンセンター敷地面積(破線部分) 約28,000㎡

②建物敷地面積 約5,620㎡

③面積(黒枠部分) 約2,330㎡

当該年度補助対象事業

当該年度補助対象外事業

広陵町新清掃施設新設工事
全体配置図

議 案 第 6 号

広陵町ごみ中継施設設置条例の制定について

広陵町ごみ中継施設設置条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

広陵町ごみ中継施設設置条例

(設置)

第1条 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成4年12月広陵町条例第15号）に規定する一般廃棄物の適正な処理に必要な措置として、一般廃棄物を積み替え、及び運搬するため、広陵町ごみ中継施設（以下「中継施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 中継施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
リレーセンター広陵	広陵町大字古寺81番地

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、中継施設の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月19日から施行する。

(広陵町廃棄物処理施設設置条例の廃止)

2 広陵町廃棄物処理施設設置条例（平成18年12月広陵町条例第14号）は、廃止する。

(広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の廃止)

3 広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成14年3月広陵町条例第15号）は、廃止する。

(広陵町パークゴルフ場条例の一部改正)

- 4 広陵町パークゴルフ場条例（平成23年9月広陵町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1クリーンセンターコースの項及び別表第2クリーンセンターコースの項中「クリーンセンターコース」を「葛城川公園コース」に改める。

議 案 第 7 号

一般職の職員の給与に関する条例及び広陵町会計
年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正することについて

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町
条例第19号）及び広陵町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例（令和元年9月広陵町条例第6号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

一般職の職員の給与に関する条例及び広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月広陵町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第6条の2 町長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月広陵町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び第6条」を「から第6条の2まで」に、「同条第4項」を「給与条例第6条第4項」に改める。

第17条第4項中「までの規定」の次に「及び給与条例第6条の2の規定を準用して町長が定める調整額表」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員

給与条例」という。)及び第2条の規定による改正後の広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の一般職職員給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の広陵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職職員給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第 8 号

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第13号）

令和3年度広陵町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,276,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月22日提出

広陵町長 山 村 吉 由

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
18 繰入金		千円 783,532	千円 77,132	千円 860,664
	1 基金繰入金	781,213	77,132	858,345
歳入合計		15,199,827	77,132	15,276,959

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 衛生費		千円 1,633,899	千円 77,132	千円 1,711,031
	2 清掃費	878,649	77,132	955,781
歳 出 合 計		15,199,827	77,132	15,276,959

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
18 繰入金	千円 783,532	千円 77,132	千円 860,664
歳 入 合 計	15,199,827	77,132	15,276,959

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 衛生費	千円 1,633,899	千円 77,132	千円 1,711,031
歳 出 合 計	15,199,827	77,132	15,276,959

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			77,132
			77,132

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 541,219	千円 77,132	千円 618,351
計	781,213	77,132	858,345

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	千円 77,132	財政調整基金繰入金	千円 77,132

18款 繰入金

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	千円 685,926	千円 77,132	千円 763,058	千円	千円	千円	千円 77,132
計	878,649	77,132	955,781				77,132

節・細節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 18,921	04 塵芥処理費	千円 77,132
2 燃料費	18,921	10 需用費	18,921
		・燃料費	18,921
12 委託料	56,197	12 委託料	56,197
		・ごみ処理関係委託料	56,197
28 ごみ処理関係委託料	56,197	可燃物搬送処分委託料	56,197
13 使用料及び賃借料	2,014	13 使用料及び賃借料	2,014
		・公用車使用料	2,014
13 公用車使用料	2,014	バックホウ借上料	2,014

4 款 衛生費